

育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業等取得率の公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられたことから、国立研究開発法人国立環境研究所では、男性労働者の育児休業等の取得割合について、以下の内容を公表します。

<p>公表対象事業年度</p>	<p>令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)</p>
<p>男性労働者の 育児休業等と育児目的休暇の 取得割合</p>	<p>46%</p>

- ※1 育児休業等とは、育児・介護休業法第2条第1項に規定する育児休業（産後パパ育休を含む）及び、法23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業
- ※2 育児休業等と育児目的休暇の取得割合は、（育児休業等をした男性労働者数＋小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者数の合計数）／（配偶者が出産した男性労働者数）にて算出。なお、小数点以下切り捨て